

徳島県告示第五百十六号

文化財の保護に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第二十二号）第三十五条第一項の規定により、次に掲げるものを徳島県指定史跡に指定する。

令和六年十月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
史跡	徳島県地震津波碑 中喜来春日神社敬諭碑 鞆浦海嘯記碑	一	板野郡松茂町中喜来 字牛飼野西ノ越三〇 番一 海部郡海陽町鞆浦字 立岩五〇番一〇	所有者 宗教法人春日神社 代表役員 市村 英雄 管理者 中喜来春日神社氏 子 松茂町教育委員会 所有者 徳島県 管理者 海陽町教育委員会